

中央図書館団体室図書の保育所・幼稚園への貸出に関する要領

1. 目的

保育所および幼稚園における読書活動を支援することを目的とする。

2. 対象

市内の保育所および幼稚園とする。

3. 貸出対象図書

中央図書館団体室図書で作成した、紙芝居・絵本のセットとする。

4. 貸出数および期間

貸出数はセットを1単位（50冊）とし、1団体あたり1セット以内、期間は1か月以内とする。

5. 申請手続きおよび承認

(1) 貸出を希望する保育所および幼稚園は、中央図書館団体室図書貸出登録申込書（様式1）を中央図書館長に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 承認の期間は申請年度末までとする。継続して利用を希望するときは、改めて申請するものとする。

6. 貸出および返納の場所

中央図書館

7. 利用時間

中央図書館団体室の利用時間は、午前10時から午後7時とする。ただし土曜日、日曜日、祝日および第2火曜日は除く。

8. 貸出および返納手続き

(1) 貸出を受けるときは、事前に日時を調整のうえ、団体室において職員の確認を受けるものとする。

(2) 返納するときは、団体室において、職員から冊数等の確認を受けるものとする。

9. 図書の管理

(1) 保育所および幼稚園は、借り受けた図書は適正に管理し、万一、亡失し、汚染し、き損しまたは返却しなかった場合は、現品または中央図書館長の指示した代金を持って弁償するものとする。ただし、中央図書館長において正当な理由があると認められるときは、この限りではない。

(2) 中央図書館長は、保育所および幼稚園に対し、利用状況についての報告を求めることができる。

この要領は2010年（平成22年）11月12日から実施する。

附則

この要領は2013年（平成25年）4月16日から実施する。

中央図書館団体室図書貸出登録申込書（保育所・幼稚園用）

年 月 日

中央図書館長 様

名 称 _____

責任者名前 _____

住 所 _____

電 話 _____

中央図書館団体室図書の保育所・幼稚園への貸出に関する要領を遵守し，借受団体として申し込みます。

期 間 _____年 月 日から _____年 月 日まで